平成２８年（フ）第２５号
神奈川県厚木市中荻野130番地　サニーヴィラ厚木Ｃ
破産者　高山ジェニー聖子こと渡邊聖子こと江口聖子こと　ＬＩＳＣＡＮＯ　ＺＥＮＡＩＤＡ　ＥＧＵＣＨＩ
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２０８９号
大阪府枚方市長尾東町１丁目３番10―301号
破産者　外装工房梅匠こと　梅本　省平
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２６６号
大阪市北区浪花町１番15号　ＺＥＵＳ天神橋ｓｔｙｌｅ　403号室、前住所大阪市北区天神橋４丁目６番39号　天満駅前コーポ中央305号室
破産者　稲葉　大介
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６９４号
大阪市北区長柄東１丁目４番26―407号
破産者　小黒　修平
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１６１号
大阪市天王寺区夕陽丘町４番11―501号
破産者　中屋敷祥夫
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１６８号
大阪府東大阪市若江東町３丁目２番20号、前住所大阪府東大阪市西石切町５丁目４番16号
破産者　石黒純一郎
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５１３号
大阪府大東市川中新町29番506号
破産者　平賀　典之
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７３５号
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番４―505号
破産者　塚中　隆夫
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０８４号
大阪市西区九条南３―12―11―202、住民票上の住所大阪市此花区島屋６丁目２番14―1002号
破産者　石河　大輔
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３０９号
堺市堺区出島海岸通２丁１番17号
破産者　吉井　哲也
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３１８号
大阪市住之江区御崎２丁目１番１―1302号、前住所大阪市住之江区浜口西１―５―10
破産者　倉渕　裕貴
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３８５号
大阪府枚方市北中振１丁目８番２号
破産者　位田　良太
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９７７号
堺市中区深阪１丁12番45号
破産者　首藤　照美
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３９３号
広島市中区舟入南４丁目１番７―403号リバーフロントニシヒロ、開始決定時の住所広島市安佐北区安佐町大字くすの木台31番地７
破産者　ＢＰおおしたこと　大下　光幸
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７２０号
広島市南区宇品海岸１丁目10番23―302号
破産者　植村　明子
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６９号
徳島県板野郡藍住町徳命字小塚61番地11、旧住所徳島県徳島市勝占町中須92番地の１
破産者　秋月美津子
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８号
北海道小樽市稲穂３丁目14番３号
破産者　佃　　悟
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１３９７号
横浜市泉区和泉が丘３丁目19番15号　スプリングヒルズＧ101号、申立時の住所横浜市港北区仲手原２丁目11番15号　武相台ハイツ601
破産者　布川　　久
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５５４号
横浜市港北区新吉田東４丁目４番３―303号
破産者　佐藤　睦子
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部